

富山高岡広域都市計画地区計画の変更について
(射水中央地区地区計画)

(射水市決定)
(変更)

射 水 市 都 市 計 画 課

富山高岡広域都市計画地区計画の変更（射水市決定）

都市計画射水中央地区地区計画を次のように変更する。

名 称		射水中央地区 地区計画
位 置		射水市本開発、新開発、今井の一部
面 積		約 13.7ha
地区計画の目標		本地区は、市域のほぼ中央部に位置し、整備済みの国道 47 2 号に隣接しており、連携する周辺の道路網なども概ね整備済みであり、市内各所からの交通の利便性にも優れている。 本地区計画を定めることにより地理的利便性を活かし、幹線道路沿道に相応しい既存の周辺環境と調和した適正な土地利用を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の地理的利便性を活かし、地域として適正な商業施設を主体とした土地利用を誘導する。
	建築物等の整備の方針	商業施設の集積を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	射水中央地区 地区計画
			地区の面積	約 13.7 ha
		建築物等の用途の制限	以下に掲げる建築物は建築してはならない。 ・建築基準法別表二（い）項第一号、第二号、第三号と、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物。	
		建築物の容積率の最高限度	20 / 10	
		建築物の建ぺい率の最高限度	6 / 10	
		建築物等の壁面位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、1.0 m以上とする。	
		建築物等の形態、意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は落ち着いた色合いのものとする。 屋外広告物は、本地区計画区域内の建築物の用に供する広告物で、形態等の意匠は周辺環境に配慮したものとする。	
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線に垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 1 生垣又は植栽 2 透視可能な鉄さくやフェンス ただし現に存するものはこの限りでない。	

※「現に」とは、射水中央地区 地区計画の決定の告示日をいう。

区域は計画図表示のとおり

理由：市の中央部において業務商業機能など、都市機能の集積促進を図り、各市街地相互の連携強化に取り組み、市の新たな賑わいの拠点形成を目指すものである。